

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

令和3年4月20日

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の策定期間	担当
安岡地区複合施設整備事業	事業契約締結日から令和22年3月まで（予定）	安岡地区複合施設整備事業の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務（支所、図書館を除く）（予定）	下関市富任町五丁目3・7・10・11・12・13番地等	令和3年6月（予定）	都市整備部 市街地開発課 再開発係 電話 083-224-2025

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定により公表するものです。